

青森県報

第三千二百四号

平成二十二年
二月二十六日
(金曜日)

目次

告示

物品等の競争入札参加資格	……………	(財産管理課)	…	一
要保護児童対策地域協議会の設置の一部改正	……………	(こども)	…	六
種畜の臨時検査の施行	……………	(畜産課)	…	六
車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路の指定の解除	……………	(道路課)	…	七
車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路の指定	……………	(同)	…	七
都市計画事業の変更認可	……………	(都市計画課)	…	八
換地処分	……………	(同)	…	八

告示

青森県告示第百号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が平成二十二年四月一日から平成二十三年九月三十日までの間において、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約(以下「物品契約」という。)並びに役務の提供を受ける契約(電子計算組織に係るもの、建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもの、広告及びイベントに係るもの、運送に係るもの並びに調査及び研究に係るものに限る。以下「役務契

約」という。)を一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、同令第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の十一第三項において準用する同令第百六十七条の五第二項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。)第四条の規定により公示する。

平成二十二年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 競争入札参加資格

1 競争入札参加資格の審査の対象となる者は、県と物品契約及び役務契約を締結することを希望する者であつて、次のいずれにも該当しない者とする。

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者(ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)

(二) 営業に関し許認可等が必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者

(三) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号(同施行令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

2 競争入札参加資格を有する者は、契約の種類に応じ、次に掲げる事項について別に定める物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領に基づき、資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の種類及び金額に対応する等級に格付されたものとする。

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日(以下「審査基準日」という。)(の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算(以下「決算」という。)(にお

ける自己資本額（法人にあつては純資産の部の合計額とし、個人にあつては次年度繰越純資本金額（元入金と事業主貸借の清算の合計）とする。）
 イ 決算における生産設備の額（機械装置、車両運搬具、工具・器具及び備品の価格の合計額）

ウ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第四十三条第五項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO 9001・14001）の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、その者の特殊な機械の保有及び技術者の雇用の状況並びに現在の受注能力等を勘案して、競争入札に参加させることがある。

三 調達をする物品等又は特定役務の種類

次の表の上欄に掲げる契約により調達する特例政令第二条第二号に規定する物品等又は同条第三号に規定する特定役務の種類は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物品契約	印刷、事務用品、燃料、車両、機械器具、電気通信機器、薬品・理
	化学機器、その他

役務契約	システム開発、清掃、浄化槽の保守点検、広告・宣伝、引越、世論調査・市場調査、その他
------	---

四 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、平成二十二年三月一日から同月十日までとする。ただし、申請者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。また、すでに資格審査の結果の通知を受けた者は、新たにこの公示による資格審査の申請は、要しないものとする。

五 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、次の各号に掲げる契約の区分に従い、それぞれ当該各号に定める所管課に提出しなければならない。

(一) 物品契約に係るもの

出納局経理課

(二) 役務契約に係るもの

ア 電子計算組織に係るもの並びに広告及びイベントに係るもの

出納局経理課

イ 建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもの、運送に係るもの並びに調査及び研究に係るもの

総務部財産管理課

ウ 前記ア及びイに係るもの

総務部財産管理課

(三) 物品契約及び役務契約に係るもの

前記(二)に規定する役務契約の区分に従い、それぞれ当該区分に定める所管課
 2 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（第一号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(一) 経営規模等総括表（第二号様式）

(二) 機械器具設備状況一覧表（印刷業の場合に限る。第三号様式）

(三) 商業登記事項証明書（法人の場合）又は営業証明書（個人の場合）の原本又は写し

(四) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算によるもの）

ア 法人の場合 貸借対照表及び損益計算書

イ 個人の場合 青色申告決算書等

(五) 納税証明書(審査基準日直前の事業年度一年分)

ア 法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住民税(本店の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税)

イ 個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税並びに個人事業税

(六) 許認可証等の写し

三に規定する契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(七) 障害者雇用状況報告書の写し

(八) ISO認証取得登録証の写し

(九) その他知事が必要と認められた書類

3 申請書及び2の四の財務諸表は、日本語で作成し、2の(五)から(九)の添付書類について外国語で作成されているものには、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

4 2の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

六 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

七 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、六の規定による格付の決定の通知において指定する日から平成二十三年九月三十日までとする。

八 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、資格審査の結果の通知を受けた後に次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(第四号様式)を提出しなければならない。

ただし、1から4に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書(個人の場合は営業証明書)の原本又は写しを添付するものとする。

1 商号又は名称

2 本店又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

3 法人にあつては、代表者又は年間委任状の受任者の氏名

4 個人にあつては、その者の氏名

5 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

九 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成二十三年六月に予定している同年十月一日以降の期間についての競争入札参加資格、資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき、更新手続を行わなければならない。

第1号様式

青 森 県 知 事 殿

年 月 日

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者 職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約（電子計算組織に係るもの、建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもの、広告及びイベントに係るもの、運送に係るもの並びに調査及び研究に係るものに限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式

経営規模等総括表

区分	新規	継続	物品		役務	
区分	物品の製造・販売・賃貸	番号	審査価格	付	審査価格	付
区分	役務の提供	番号				

商号又は名称(印).....		代表者 職氏名	
住所又は所在地		電話番号	
住所又は所在地		FAX番号	
本申請の担当者	部署名	担当者名	電話番号	
本申請の担当者	〒.....		FAX番号	
希望する業務	物品の製造の請負	物品の販売	物品の賃貸	役務の提供
希望する業務	物品の製造の請負	物品の販売	物品の賃貸	役務の提供
希望する業務	1)	1)	1)	
希望する業務	2)	2)	2)	
希望する業務	3)	3)	3)	
希望する業務	4)	4)	4)	
希望する業務	5)	5)	5)	
主な業務				

(単位：千円)

平均生産販売額	直前第2年度決算 ①	直前第1年度決算 ②	平均生産額 (販売額) (①+②) / 2	物品	役務
自己資本額	純資産合計 (次年度繰越純資産額)				
自己資本額	資本金 (元入金)				
生産区分	機械装置	車両運搬具	工具・器具及び備品	計	
設備	技術関係職員	事務関係職員	その他	計	
職員数	人	人	人	人	
営業比率	流動資産 () × 100 =		%		
営業比率	流動負債 ()				
営業年数	創業日	現組織変更日	営業中期間	通算年数	
営業年数	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ 年 月	年	
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務 有 ・ 無		雇用障害者数	人	
ISO認証取得	ISO9001、ISO14001 有 () 無 ()				

注 大枠の欄記入しないこと。

(裏面)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

1	〒..... 伊所	支店・営業所等名称	電話番号	
2	〒..... 伊所	支店・営業所等名称	電話番号	
3	〒..... 伊所	支店・営業所等名称	電話番号	
4	〒..... 伊所	支店・営業所等名称	電話番号	
5	〒..... 伊所	支店・営業所等名称	電話番号	
6	〒..... 伊所	支店・営業所等名称	電話番号	
7	〒..... 伊所	支店・営業所等名称	電話番号	
8	〒..... 伊所	支店・営業所等名称	電話番号	
9	〒..... 伊所	支店・営業所等名称	電話番号	
10	〒..... 伊所	支店・営業所等名称	電話番号	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式
機 械 器 具 設 備 状 況 一 覧 表

商号又は名称 所在地	本店	従業員数 (パート 内書き)	営業	生産	管理	計
	工場		人	人	人	人

区分	種 類	取得年	区分	種 類								
				判色	色	色	色	色	取得年			
組	編 集 機	Mac Win	台	判	色	色	色	色	台	台		
											卓上スキャナー	判
	版	フ リ ン ター	台	台	判	色	色	色	色	台	台	
												その他
		出 力 機	CTP フィルム	台	台	判	色	色	色	色	台	台
		製	ス キ ャ ナ	台	台	判	色	色	色	色	台	台
			自動現像機	台	台	判	色	色	色	色	台	台
版	裁 断 機	台	台	判	色	色	色	色	台	台		
											折	判
	製	無 線 機	台	台	判	色	色	色	色	台	台	
												針 金 綴 機
	製	ミ シ ン 機	台	台	判	色	色	色	色	台	台	
												穴 あ け 機
	本	その他	台	台	判	色	色	色	色	台	台	
												その他

注1 リース契約の場合は、契約年を記載すること。
注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式

年 月 日

青森県知事殿

名 簿 番 号
 申請者 所在地又は住所
 商号又は名称
 代表者 職氏名
 印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届

青森県の競争入札参加資格審査申請書を提出していますが、
 記載事項について下記のとおり変更したので
 次のとおり営業を 休業 ・ 廃業 したので
 届け出ます。
 なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ~ 年 月 日
 廃止年月日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県告示第百一号

平成十九年三月三十日青森県告示第百四十三号(要保護児童対策地域協議会の設置)の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

三の表中「保健所」の下に「()」を加え、「青森県教育庁義務教育課」を「青森県教育庁学校教育課」に、「次に掲げる団体が指定する当該団体の役員」を「知事が指定する者」に、「青森県民生委員・児童委員協議会」を「青森県民生委員児童委員協議会」に、「青森県中学校長会」を「青森県小学校長会」に改め、同表に次次のように加える。

知事が指定する保健所 青森県保健所長会会長が在任する保健所

青森県告示第百二号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する種畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により公表する。

平成二十二年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 検査家畜の種類

種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する馬

二 検査期日及び検査場所

検査期日	検査場所
平成二一・三・三三	三戸郡階上町大字角柄折字神子沢二の二五 ワールドファーム畜舎

青森県告示第百二十三号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定による通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に同じ最大二十五トンである道路の指定を次のとおり解除するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第一項の規定により公示する。

平成二十二年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
国道 一〇一号	西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原七〇の一から 西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見山平二二の六まで
国道 二八〇号	東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一の二から 東津軽郡蓬田村大字瀬字坂元六七一まで
国道 三三八号	下北郡東通村大字小田野沢字見知川山四五の六から 下北郡東通村大字白糠字浜通九〇の一まで

二 解除する年月日

平成二十二年四月一日

青森県告示第百四号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・メートルである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第一項の規定により公示する。

平成二十二年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
国道 一〇三号	青森市第二問屋町二丁目二四四の一から 青森市大字横内字桜峰一二二の二四一まで
国道 二七九号	むつ市横迎町一丁目一の二〇から むつ市金曲一丁目一の二〇まで
国道 三三八号	上北郡六ヶ所村大字尾駮字上尾駮二二の二一六二から 三沢市四丁目一四一五の五八五まで
国道 三三八号	むつ市中央二丁目五の二九から むつ市横迎町一丁目九の一七まで
国道 四五四号	八戸市大字長苗代字内舟渡一〇二の七から 八戸市大字長苗代字化石五二の三まで
県道 むつ尻屋崎線	むつ市上川町二三七の一から 下北郡東通村大字尻屋字村中三四まで
県道 三沢十和田線	上北郡おいらせ町上久保六三の六九から 上北郡六戸町大字犬落瀬字柳沢九一の二五五まで
県道 大鰐浪岡線	黒石市大字中川字篠村二一の二から 青森市浪岡大字浪岡字若松三九まで
県道 橋向五戸線	八戸市大字市川町字市川三九の五から 八戸市大字市川町字菅谷地九〇まで
県道 青森浪岡線	青森市第二問屋町二丁目一四の三から 青森市第二問屋町二丁目二六七の一まで
県道 八戸環状線	八戸市桔梗野工業団地二丁目六の二〇から 八戸市大字市川町字和野前山一七の八〇四まで
県道 八戸環状線	八戸市大字田面木字エヒサ沢一の六九から 八戸市大字根城字牛ヶ沢一三三まで
県道 青森環状野内線	青森市大字荒川字柴田一二六の六から 青森市大字野木字野尻三七の四六一まで
県道 荒川青森停車場線	青森市大字荒川字柴田一一一の三から 青森市大字荒川字藤戸一二七の四まで
県道 赤川下北停車場線	むつ市大曲三丁目三一三から むつ市下北町五の一まで
県道 尾駮有戸停車場線	上北郡野辺地町字向田三〇三の一から 上北郡野辺地町字向田三三八まで

県道 尾駮有戸停車場線	上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平一の一から 上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平二八一の三まで
県道 下北停車場線	むつ市下北町四の一三から むつ市中央二丁目六の一三まで

二 指定する年月日
平成二十二年四月一日

公 告

都市計画事業の変更認可

弘前広域都市計画事業の変更認可について、平成二十二年二月十六日東北地方整備局告示第十三号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画道路事業（三・四・七号弘前宮地線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、黒

石市から黒石都市計画事業黒石駅周辺地区土地区画整理事業施行地区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十二年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭